

国民経済計算次回基準改定 に向けた対応について④

- 金融資産分類の改定 -
- 金融機関の内訳項目の精緻化 -
- 私立学校の制度部門上の位置づけ -

平成27年1月26日

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

目次

1. 金融資産分類の拡充・細分化・・・P2
2. 金融機関の内訳項目の精緻化・・・P5
3. 私立学校の制度部門上の位置づけ・・・P8

金融資産分類の改定

金融資産分類①

現行基準	次回基準	備考
○貨幣用金・SDR	○貨幣用金・SDR等	・「IMFリザーブポジション」を「その他の金融資産・負債」から移管、名称変更
○現金・預金	○現金・預金	・マネースtockと整合させるため、「財政融資資金預託金」を「その他の金融資産・負債」に移管
○貸出・借入	○貸出・借入	
○株式以外の証券	○債務証券	・負債性のあるものに限定(投資信託受益証券を「持分・投資信託受益証券」に移管)、名称変更
○株式・出資金	○持分・投資信託受益証券	・投資信託受益証券を移管するとともに、名称変更 ・株式、出資金を引き続き持分として計上
○金融派生商品	○金融派生商品・雇用者ストックオプション 雇用者ストックオプション【新概念の導入】	・「雇用者ストックオプション」の新設に伴い、名称変更
○保険・年金準備金	○保険・年金・定型保証 年金受給権【年金準備金より概念変更し、名称変更】 年金基金の対年金責任者債権【項目の新設】 定型保証支払引当金【新概念の導入】	・「定型保証支払引当金」の新設等に伴い、名称変更 ・確定給付型(DB)企業年金の積立不足相当分を「その他の金融資産・負債」から移管
○その他の金融資産・負債	○その他の金融資産・負債	・「IMFリザーブポジション」を「貨幣用金・SDR等」に、DB企業年金の積立不足相当分を「保険・年金・定型保証」に移管 ・「財政融資資金預託金」を「現金・預金」から移管

※上表は、2008SNA勧告を踏まえ、主な変更点を列挙したものの。

定型保証及び定型保証支払引当金

● 2008SNAマニュアル

1993SNAでは偶発性のある資産はすべて記録の対象外。2008SNAでは、偶発性のある保証(のうち、大数の法則が働く同一の方針に沿って多数発行されるもの(定型保証)は、非生命保険と同様の形で、産出・消費、分配取引を記録するとともに、金融面の記録を行うこととなった。

● 現行基準JSNA

一部の定型保証については受取保証料を産出額として記録しているが、分配取引(非生命保険金等)や金融取引・資産(定型保証支払引当金)の記録は行っていない。

● 次回基準JSNA

2008SNAの定型保証機関に該当し、産出額等の推計に必要な基礎資料の入手が可能なものとして、住宅ローン保証や信用保証制度等※について、非生命保険と同様の形で産出・消費、分配取引を記録するとともに、金融面の記録を行う。

※ 信用保証制度として全国信用保証協会、農林漁業信用基金(林業信用保証制度)を対象機関とする予定。このほか日本国際教育支援協会が行う学資の貸与にかかる保証事業を対象とする予定。

◆ 金融資産、負債残高への影響

定型保証支払引当金(残高)の規模は3~4兆円程度であり、定型保証機関の負債、保証対象のローンの借り手(非金融法人企業、家計)の資産に計上予定。

次回基準JSNAにおける定型保証の記録

記録項目	記録内容	計上先
産出額	受取保証料＋追加保証料 －債務肩代わり	定型保証機関(金融機関)の産出、 保証対象のローンの借り手(非金融法人企業、家計)のサービス支払(中間消費または最終消費)
保険契約者に帰属する投資所得	定型保証機関の運用資産の 財産運用純益	定型保証機関(金融機関)の支払 借り手(非金融法人企業、家計)の受取
非生命純保険料	純保証料＝受取保証料 ＋追加保証料－産出額 (＝債務肩代わり)	定型保証機関(金融機関)の受取 借り手(非金融法人企業、家計)の支払
非生命保険金	債務肩代わり	定型保証機関の支払、貸し手(金融機関)の受取
定型保証支払引当金(新設)	未経過保証料(前受保証料) ＋債務肩代わりに対応するための引当金(定型保証損失引当金)	定型保証機関の負債 借り手(非金融法人企業、家計)の資産

金融機関の内訳分類の精緻化

2008SNAの勧告 (1993SNAからの変更等)	次回基準 (現行基準JSNAからの変更等)	備考 (次回基準JSNAに含まれる機関の例)
中央銀行	中央銀行	日本銀行
中央銀行以外の 預金取扱機関 (範囲縮小)	預金取扱機関 (範囲縮小)	民間金融機関のうち、国内銀行等の預金取扱機関(※1) 公的金融機関のうち、ゆうちょ銀行
MMF (新規)	マネー・マーケット・ファンド (新規)	民間金融機関のうち、公社債投信の一部(例: MMF、MRF)
非MMF投信 (新規)	その他の投資信託 (新規)	民間金融機関のうち、公社債投信の一部と株式投信(例: (中長期の) 公社債投資信託、株式投資信託)
その他金融仲介機関 (範囲縮小)	その他金融仲介機関 (範囲縮小)	民間金融機関のうち、ファイナンス会社(例: 貸金業等)、債権流動化にかかる特別目的会社・信託、ディーラー・ブローカー(例: 証券会社等)(※1) 公的金融機関のうち、融資特別会計や政府金融機関等の一部(例: 日本政策投資銀行、国際協力銀行等)
専属金融機関等 (新規)	公的専属金融機関 (新規)	公的金融機関のうち、政府金融機関等の一部(次項参照)
保険会社 (年金基金と分割) (範囲変更)	保険 (範囲変更)	民間金融機関のうち、保険会社(※1)、定型保証機関(※2) 公的金融機関のうち、保険(例: かんぽ生命保険、地震再保険特別会計等)や定型保証機関(例: 農林漁業信用基金(林業保証))
年金基金 (保険会社と分割)	年金基金	民間金融機関のうち、確定給付型、確定拠出型企業年金等 公的金融機関のうち、年金基金に該当するもの
金融補助機関 (範囲変更)	非仲介型金融機関 (範囲変更)	民間金融機関(※2)のうち、金融持株会社(※1)、証券取引所等 公的金融機関のうち、政府金融機関等の一部(例: 預金保険機構等)

(※1) 主な子会社の部門に計上されている金融持株会社は、次回基準では非仲介型金融機関に含める。

(※2) 定型保証機関は、次回基準では非仲介型金融機関から保険に含める。

公的専属金融機関

● 2008SNAマニュアル

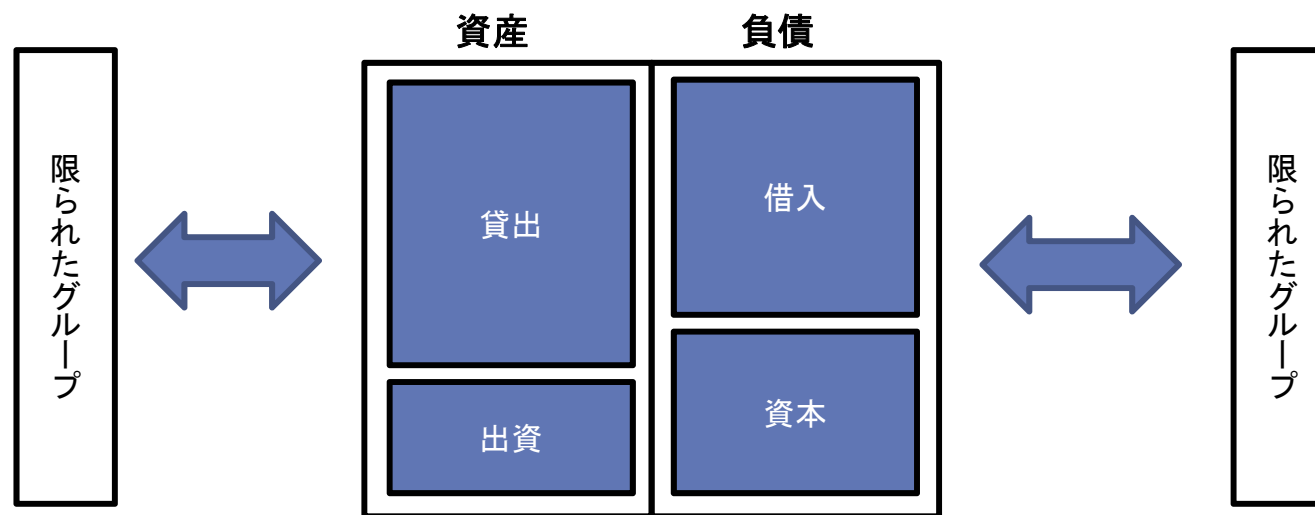
- ・専属金融機関は、金融仲介サービスを提供している主体のうち、資産または負債のほとんどが公開市場で運用・調達されないもの。

● 次回基準での扱い

- ・専属金融機関を、運用側(貸出、出資)か調達側(借入、資本)において限られたグループのみを取引相手とするような金融仲介機関と定義。
- ・なお、情報の制約から公的金融機関のみを対象とし、部門名を公的専属金融機関とする。

(例) (独)日本高速道路保有・債務返済機構⇒運用先が道路会社

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(助成勘定)⇒運用先が鉄道会社



貸借対照表

JSNAの金融資産・負債取引、残高に係る詳細表^(※)における内訳部門表章の考え方

◇2008SNAを踏まえ、次回基準では9つの内訳部門に再編(マネー・マーケット・ファンド、その他の投資信託、公的専属金融機関が独立)。

◇これに伴い、現行、民間と公的金融機関それぞれについて内訳部門を設定しているのに対し、次回では、民間と公的金融機関ともに9つの内訳分類に含める。

◇現行各内訳部門に含まれる金融持株会社は、今回は非仲介型金融機関に含め、現行非仲介型金融機関に含まれる定型保証機関は、今回は保険(非生命保険)に含める。

現行基準			
総括表における金融機関	民間金融機関		
	公的金融機関		
	中央銀行		
金融機関の内訳	預金取扱機関*	民間	国内銀行
			中小企業金融機関等
			農林水産金融機関
			在日外銀
			合同運用信託
	保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関	民間	公社債投信
			株式投信
ファイナンス会社 債権流動化にかかる特別目的会社・信託 ディーラー・ブローカー			
保険・年金基金を除く金融仲介機関	公的	融資特別会計	
		政府金融機関等*	
保険会社・年金基金	保険	民間	生命保険
			非生命保険
共済保険			
年金基金	年金基金	民間	企業年金
			その他年金
保険・年金基金	公的		
非仲介型金融機関*	民間		

次回基準	
民間金融機関	
公的金融機関**	
中央銀行**	
預金取扱機関	国内銀行
	中小企業金融機関等**
	農林水産金融機関
	在日外銀
	合同運用信託
マネー・マーケット・ファンド	
その他の投資信託	うち株式投信
	その他金融仲介機関
ファイナンス会社	債権流動化にかかる特別目的会社・信託
	ディーラー・ブローカー
	融資特別会計**
	政府金融機関等**
公的専属金融機関**	
保険	生命保険**
	非生命保険
	うち公的非生命保険**
年金基金	企業年金
	その他年金**
非仲介型金融機関**	
うち金融持株会社	

(※) 現行JSNA国民経済計算年報におけるフロー編付表25「金融資産・負債の変動」、ストック編付表7「金融資産・負債の残高」に対応する計数表。

* 現行基準では、中央銀行を除く公的金融機関のうち預金取扱機関、非仲介型金融機関は機関数が少ないことから、それぞれ分類することなく政府金融機関等に含まれている。

** 次回基準では、公的金融機関には、中央銀行、公的専属金融機関、その他金融仲介機関の内訳としての融資特別会計及び政府金融機関等、保険の内数としての公的非生命保険のほか、預金取扱機関の内訳部門としての中小企業金融機関等、保険の内訳部門としての生命保険、年金基金の内訳部門としてのその他年金、非仲介型金融機関のそれぞれに含まれる公的金融機関の内数を含め、総括表に表章する。

第13回SNA部会における御意見について①

御意見の概要	考え方
<p>① 現行の扱いに違和感あり。「50%基準」に基づき、市場生産者とすべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「50%基準」※1に基づき、「非市場(NPISH)」から「市場(非金融法人)」への変更が適当。 (「非営利団体」との位置づけは変わらず) ➤ 私立学校は売上高が生産費用の70%程度であるため、市場生産者とするのが適当
<p>② 国立か私立かで「教育」の産出額の計測が異なることや、私立学校に対する助成制度の変更によりGDPが変化することに違和感</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ SNA国際基準では、市場価格で評価することが原則（市場価格が成立していない非市場生産者は、代替的に生産費用の合計により評価） ➤ 同基準は、同種の財・サービスであっても、市場も非市場も両方ありうる枠組み※2。 ➤ 助成の扱いの違いによって、産出額は変化(後述)。
<p>③ 「50%基準」は弾力的な扱いとすることが適当 (下水道事業のような例外もある)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 下水道事業は、同基準に則り、「非市場(一般政府)」に分類し例外扱いとしていない。

※1 経済的意味のある価格で取引されているか否かによって市場／非市場生産者を判別する実務上の指針として推奨。主体が供給する財貨・サービスの公共性の有無を問わず、「売上高生産費用比率 $\geq 50\%$ 」であれば市場生産者、「売上高生産費用比率 $< 50\%$ 」であれば非市場生産者

※2 現行JSNAで同一品目で市場、非市場がある例;廃棄物処理、航空施設管理、社会福祉

第13回SNA部会における御意見について②

御意見の概要	考え方
<p>④諸外国で非金融法人企業にしている例は限られ、教育に関するGDPの国際比較可能性が低下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国民経済計算体系全体としての国際比較可能性を確保するため、市場か非市場の区分をSNA国際基準と整合的にすることが必要。 ➤ 各国は、市場・非市場を含む制度部門の分類について、各国の実態に応じ、SNA国際基準に照らして決定。その結果、私立学校がNPISHの場合も非金融法人の場合も存在
<p>⑤実物と金融における乖離（純貸出／純借入の不突合）が広がる可能性。乖離の程度が重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 簡易的試算では、NPISHから私立学校を除くことで、実物の純貸出／純借入は上方シフト。 ➤ 結果、金融の純貸出／純借入との開差が拡大する場合も縮小する場合も。 <p>(参考)NPISHにおける開差絶対値平均 0.8⇒0.9兆円程度(2006～12年度試算値) ※同期間の実物のNPISH純貸出／純借入は、 -0.1～+1.0兆円で推移</p>

私立学校に対する助成の扱いについて

	助成の扱い	08SNAマニュアル上の定義	08SNAマニュアルとの関係	①GDPへの影響 ②助成による変化
非市場	経常移転	直接的な対価として何ら財貨・サービス、資産を受け取ることなしに、財貨・サービス、資産を供給する取引	NPISHへの経常移転は、2008SNAの定義に合致	① 同じ ② 不変
市場	①: 経常移転	同上	民間非金融法人への経常移転は、2008SNAに該当する項目なし	① 減少 ② 変化
	②: 補助金 (市場生産者への補助)	政府から企業に対し、財貨・サービスの供給の費用を賄い、その水準や価額に影響を与えることを企図	2008SNAの定義に合致	① 減少 ② 変化
	③: 現物社会給付等 (市場生産者からの購入)	政府が、家計に無料ないし経済的に意味のない価格で提供するために、市場生産者から購入する財貨・サービス	2008SNAの定義には必ずしも合致せず ^{※1} 。	① やや減少 ② 不変

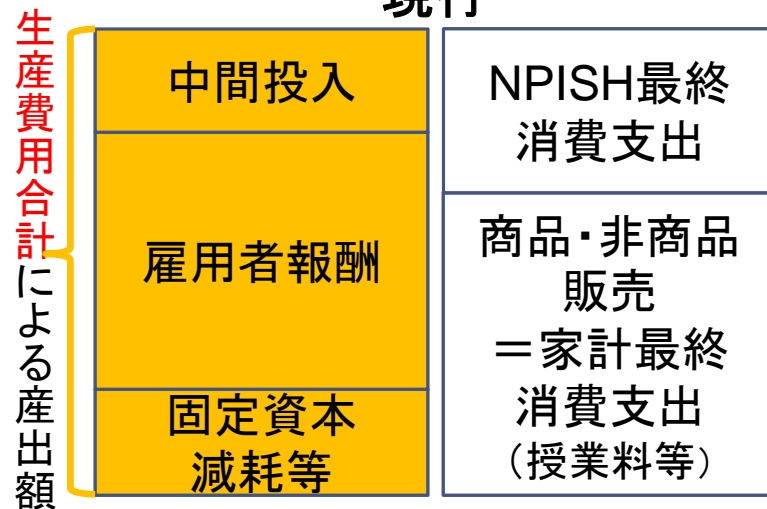
※1: 現行JSNAでは、現物社会給付等に該当するのは、主に、家計への医療保険給付分及び介護保険給付分、教科書購入費である。

※2: 国公立大学法人への運営交付金は、概念上、一般政府内の経常移転として扱っている(ただし、一般政府内で相殺されるので計数は記録していない)。

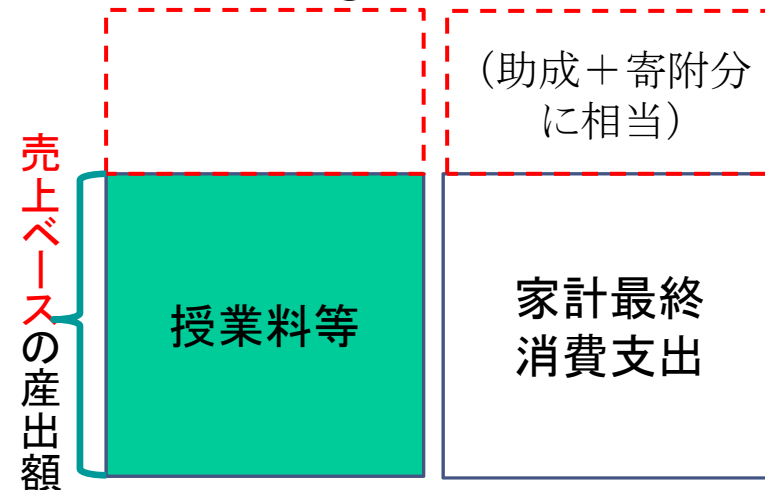
※3: いずれの扱いについても、収支尻を表す純貸出/純借入は概念上同じとなる。

助成の扱いの違いの考え方

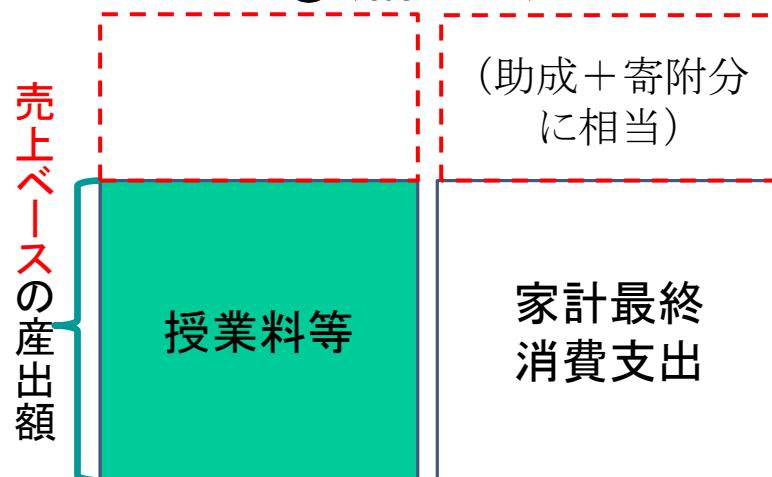
現行



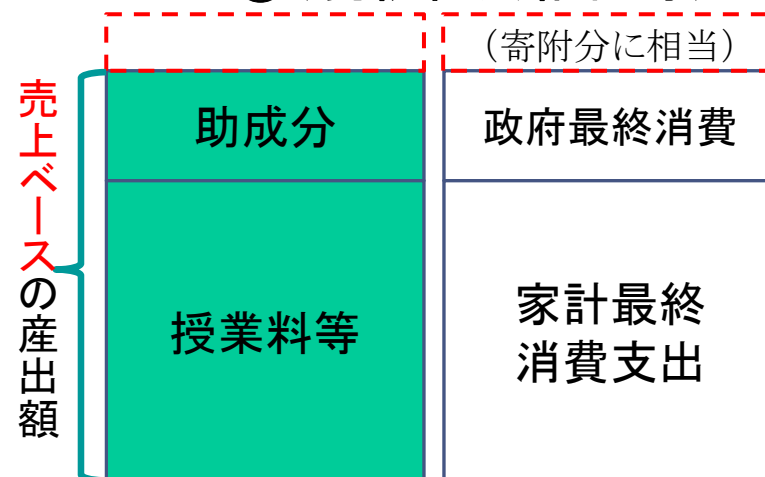
①(経常移転)



②(補助金)



③(現物社会給付等)



事務局案のポイント①

- ◆ SNA国際基準では、産出額を市場価格で評価することが原則。市場価格が成立していない非市場生産者は、代替的に生産費用の合計により評価。したがって、市場か非市場かの明確な切分けが重要。
- ◆ 2008SNAは売上高生産費用比率で見て「50%基準」という定量的基準を推奨。日本の私立学校は70%程度と、同基準からは市場生産者。各国においては、私立学校の位置づけは、この基準と概ね整合的となっている。

※ 諸外国の私立学校の扱い

○米国では非市場NPI (NPISH) ○カナダでは市場NPI (民間非金融法人)

○豪州は、本体系では非市場NPI (NPISH)、「非営利サテライト勘定」では市場NPI (民間非金融法人)

事務局案のポイント②

- ◆ 市場／非市場生産者の判断は、営利／非営利性の分類とは別。私立学校は市場性のある非営利団体となる。
- ◆ 市場／非市場生産者かの判断は、私立学校法人全体で行う（高校、大学別に行うわけではない）。
- ◆ 私立学校への助成は、現物社会給付等よりも、定義上補助金と解釈するのが適当。ただし高等学校等就学支援金については、授業料に含めつつ家計への経常移転とする考え方もある。

「経済的に意味のある価格」に係る2008SNAマニュアルの記述(抄)

22.28 単位が市場生産者とみなされるためには、そのすべてまたはほとんどの産出を経済的に意味のある価格で他単位に提供しなければならない。ここで、経済的に意味のある価格とは、生産者が進んで供給しようとする数量および購入者が買いたいと思う数量に有意に影響を及ぼす価格のことである。通常、そうした価格は、以下のような帰結をもたらす。

- a. 生産者は、長期的に利益を生むという目標をもって、または、最低でも資本その他の費用をカバーするという目標をもって、供給を調整する誘因を持つ。
- b. 消費者は、購入するかしないかの自由があり、請求された価格に基づいて選択する。

22.29 これらの条件は、売上高が生産費用の大部分を賄い、消費者が請求される価格をもとに、購入するか、またどれだけ買うかを選択する自由があるならば、価格は経済的に意味のあることを意味する。数字上の関係として、産出価額と生産費用の間に何か規定的関係を定めたわけではないが、通常は、継続する複数期間について、財・サービスの販売額(売上)を平均すると、生産費用の少なくとも半分になることが期待される。

22.30 経済状況の違いは大きいので、時系列的に一貫した計測を行うためには、単位間および各国間で、異なる閾値を受け入れることが望ましいかもしれない。原則として、市場と非市場の間の区別はケース・バイ・ケースで実施すべきである。

非営利団体(NPI)の分類

NPI=利益配分が認められていない機関

		経済的意味のある価格か(売上高生産比率が50%以上か)	
		YES:市場生産者	NO:非市場生産者
政府支配	無	民間非金融法人等 (対企業NPI、医療法人等) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">私立学校</div>	NPISH (労働組合、政治団体、 宗教法人、等) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">私立学校</div>
	有	公的非金融法人等 (国公立病院等)	一般政府 (国立大学等も含まれる)

※ 2008SNAにおける市場NPIに係る記述

非営利団体として設立された学校、単科大学、大学、診療所、病院等が、その生産費用に基づき、十分高価でそのサービスの需要に顕著な影響をもつ料金を徴収する場合、これらは市場生産者である。

私学助成について

私立学校振興助成法(抄)

第一条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

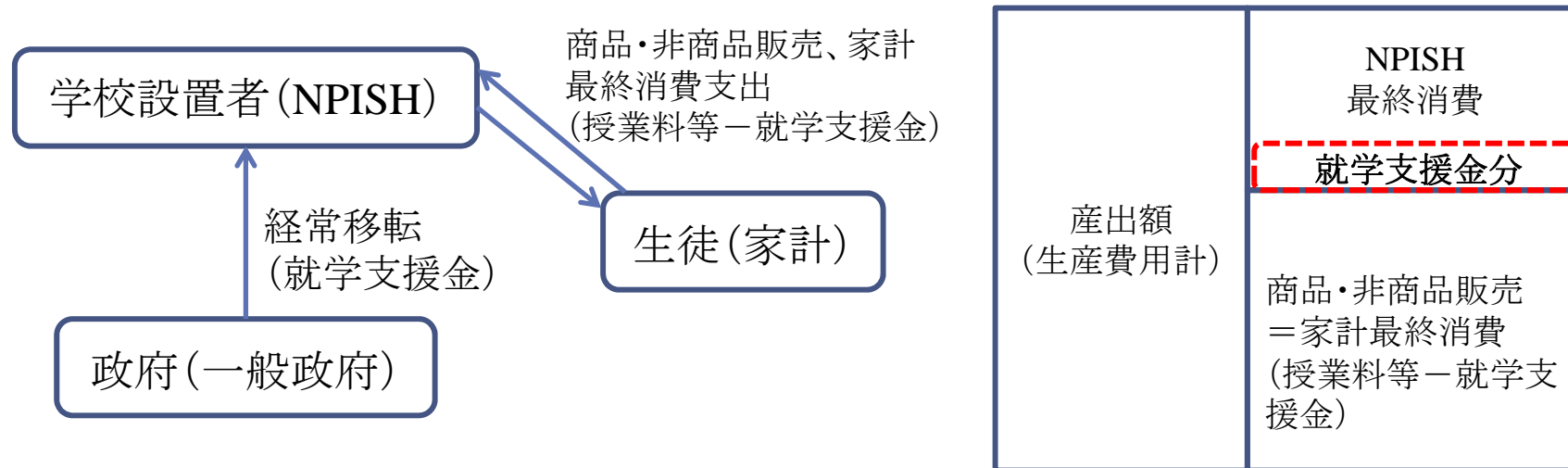
※施行令における例:教職員の給与費＝教職員数×単価 の5割

高等学校等就学支援金制度(平成26年度以降)について

- ◆ 国公立問わず高校等の授業料の支援として、市町村民所得割額が30万4200円未満の世帯に就学支援金を支給(所得に応じて加算あり)。
- ◆ 就学支援金は、学校設置者(私立の場合は学校)が生徒に代わって、政府から受領。学校設置者は、就学支援金と授業料を相殺(生徒からの実際の支払は就学支援金が控除された授業料)。

私立学校に対する就学支援金の扱い

【現行JSNA】



【私立学校を市場生産者としつつ、支援金を授業料に含める場合】

